

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府和泉市長

## 公表日

令和5年3月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の新規付番や、団体内統合宛名情報の管理を行う機能</p> <p>2. データ連携機能 団体内統合宛名システム等から特定個人情報を受領し、中間サーバーに反映する機能</p> <p>3. 情報照会機能 他団体が保有する特定個人情報を照会する機能</p> <p>4. 記録管理機能(ログ管理機能) 情報照会・情報提供に関する処理の記録を生成し管理する機能</p> <p>5. 情報提供データベース管理機能 中間サーバーに送受信される特定個人情報に関するデータを管理する機能</p> <p>6. 職員認証・権限管理機能 権限を与えられた職員のみがそれぞれの権限に基づき各種機能や特定個人情報へアクセスできるように制御を行う機能</p> <p>7. システム管理機能 連携処理の自動実行、各種集計表等の出力を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー、団体内統合宛名システム )</p>
<b>システム5</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. システム接続機能 中間サーバーと中間サーバーGWとの間で情報照会内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7. データの送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバーGW )</p>
<b>システム6～10</b>	
<b>システム6</b>	

①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	1. 宛名照会機能 宛名の照会を行う機能 2. 宛名異動機能 宛名の異動を行う機能 3. データ連携機能 既存住民基本台帳システムからのデータを受け取り、宛名データを庁内連携システムへ連携する機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム )
<b>システム7</b>		
①システムの名称	コンビニ交付システム	
②システムの機能	1. コンビニからの証明書発行依頼の応答 2. 既存住基システムから受領した証明書の情報の更新 3. 証明書の発行履歴の保持、出力 4. 既存住基システムとの整合処理	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 証明書データベース	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム )
<b>システム8</b>		
<b>システム9</b>		
<b>システム10</b>		
<b>システム11～15</b>		
<b>システム16～20</b>		

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル (4) コンビニ情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7条(指定及び通知)</li> <li>・ 第16条(本人確認の措置)</li> <li>・ 第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> </li> <li>2. 住基法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・ 第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・ 第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・ 第8条(住民票の記載等)</li> <li>・ 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・ 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>・ 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・ 第22条(転入届)</li> <li>・ 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・ 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・ 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・ 第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・ 第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)</li> </ul> </li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・ 番号法第19条第9号</li> <li>・ 保護委員会規則第3条第1項、第4条第1項</li> </ul> <p>(別表第二における情報提供の根拠)        第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、56の2、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)        なし        (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民室
②所属長の役職名	市民室長
7. 他の評価実施機関	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) 住民記録台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住民基本台帳法に規定する基本項目を正確に更新・管理し、住民票の写し等の交付を正しく行うため、区域内の住民情報を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 選挙情報 )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月28日
⑥事務担当部署	市民生活部市民室



3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	住民基本台帳法に規定する基本項目を正確に更新・管理し、住民票の写し等の交付を正しく行うため、区域内の住民情報を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民室、市長公室政策企画室							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民基本台帳ファイルの更新を行う</li> <li>・他の市町村又は法務省に対して、転入通知又は法務省通知等を通知する</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の更新を行う</li> <li>・他の庁内連携を行う</li> <li>・住民からの請求に基づき、住民票の写し及び転出証明書等の交付を行う</li> <li>・情報提供ネットワークシステムと連携を行う</li> </ul>								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動届等の入手の際は、個人番号カード等で本人確認を行い突合し、住民基本台帳ファイルを更新する</li> <li>・機構との連携は、住民票コードで突合し、住民基本台帳ファイルを更新する</li> <li>・庁内システムとの連携は、その他識別情報で突合し、住民基本台帳ファイルを更新する</li> <li>・交付の際は、請求内容と交付する書類の内容で突合し、住民等に交付する</li> </ul>								
⑥使用開始日	平成27年10月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	既存住基システムの運用・保守	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 63 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 33 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	(別紙2に一覧表として記載)
①法令上の根拠	(別紙2参照)
②提供先における用途	(別紙2参照)
③提供する情報	(別紙2参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別紙2参照)
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	(別紙2参照)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	(別紙3に一覧表として記載)
①法令上の根拠	(別紙3参照)
②移転先における用途	(別紙3参照)
③移転する情報	(別紙3参照)
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	(別紙3参照)
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;和泉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ区画内に施錠したサーバー室を設置し、監視カメラを設置し入退室管理を行っている</li> <li>・データの不正持込・持出禁止を規定している</li> <li>・特定個人情報の紙媒体は、施錠された保管庫に保存している</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される</li> </ul> <p>&lt;データセンターにおける措置&gt;</p> <p>データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要</p>
7. 備考	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月28日
⑥事務担当部署	市民生活部市民室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する	
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)</li> <li>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)</li> </ul>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報ファイルに関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行なう際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する</li> </ul>
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	ソフトウェア保守契約	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム運用支援	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する ・住基法に基づいて本人確認情報を提供する
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先3	
提供先4	
提供先5	
提供先6～10	
提供先11～15	





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書、交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月2日
⑥事務担当部署	市民生活部市民室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
③使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民室
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	ソフトウェア保守契約	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム運用支援	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) コンビニ情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) 住民記録台帳に記録されていた者で、利用者証明用電子証明書が搭載された個人番号カードを保有し、コンビニ交付の設定を行っているもの
その必要性	法令に基づき、個人番号カードを利用し、コンビニ等に設置されているマルチコピー機で住民票の写し等証明書を発行するため
④ 記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : その他識別情報(内部番号) 庁内連携で必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	平成28年4月1日
⑥ 事務担当部署	和泉市役所市民生活部市民室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳システム )	
③使用目的 ※	コンビニ等に設置されているマルチコピー機での住民票の写し等証明書の発行	
④使用の主体	使用部署	市民生活部市民室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民基本台帳ファイルの更新を行う</li> <li>・他の市町村又は法務省に対して、転入通知又は法務省通知等を通知する</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の更新を行う</li> <li>・他の庁内連携を行う</li> <li>・住民からの請求に基づき、住民票の写し及び転出証明書等の交付を行う</li> <li>・情報提供ネットワークシステムと連携を行う</li> </ul>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基システムからコンビニ交付システムにより証明書発行可能な該当者の特定個人情報を受領し保持する</li> <li>・コンビニに設置されているマルチコピー機からの依頼を受領し、該当者の住民票を編集して証明書交付センターを通して交付する</li> </ul>	
⑥使用開始日	平成28年4月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システム保守	
①委託内容	システムの保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。
	⑥再委託事項	システムの保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

1. 住民票コード、2. 個人番号、3. 世帯番号、4. 氏名情報、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄、8. 住民となった年月日、9. 住民となった届出年月日、10. 住民となった事由、11. 住民区分(日本人・外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日、15. 住所を定めた届出年月日、16. 前住所情報、17. 転入元住所情報、18. 転出先住所情報、19. 本籍・筆頭者情報、20. 備考欄履歴情報、21. 事実上の世帯主情報、22. 消除情報、23. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、24. 国籍(外国人住民のみ)、25. 法30条45規定区分(外国人住民のみ)、26. 在留カード等の番号(外国人住民のみ)、27. 在留資格情報(外国人住民のみ)、28. 通称(外国人住民のみ)、29. 通称の記載と消除に関する事項(外国人住民のみ)、30. 個別記載情報、31. 転出予定者情報、32. 除票住民票情報、33. 証明書発行履歴情報、34. 異動履歴情報、35. 住基カード発行状況、36. 個人番号カード等情報、37. 在留カード等情報、38. 法務省通知履歴、39. 市町村通知履歴、40. 国保資格、41. 国保記号番号、42. 国保取得日、43. 国保取得事由、44. 国保喪失日、45. 国保喪失事由、46. 国保退職該当日、47. 国保退職非該当日、48. 介護保険資格、49. 介護被保険者番号、50. 介護被保険者区分、51. 介護取得日、52. 介護喪失日、53. 児童手当資格、54. 児童手当開始年月、55. 児童手当終了年月、56. 国民年金資格、57. 基礎年金番号、58. 年金種別、59. 年金資格取得日、60. 年金資格喪失日、61. 後期高齢資格、62. 後期高齢被保番号、63. 後期高齢取得日、64. 後期高齢取得事由、65. 後期高齢喪失日、66. 後期高齢喪失事由、67. 行政区、68. 小学校区、69. 中学校区、70. 投票区 71. 旧氏

### (2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ 37. 旧氏

### (3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 交付場所名 項目長、17. 交付場所名、18. 交付場所名 外字数、19. 交付場所住所 項目長、20. 交付場所住所、21. 交付場所住所 外字数、22. 交付場所電話番号、23. カード送付場所名 項目長、24. カード送付場所名、25. カード送付場所名 外字数、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所 項目長、28. カード送付場所住所、29. カード送付場所住所 外字数、30. カード送付場所電話番号、31. 対象となる人数、32. 処理年月日、33. 操作者ID、34. 操作端末ID、35. 印刷区分、36. 住民票コード、37. 氏名 漢字項目長、38. 氏名 漢字、39. 氏名 漢字 外字数、40. 氏名 かな項目長、41. 氏名 かな、42. 郵便番号、43. 住所 項目長、44. 住所、45. 住所 外字数、46. 生年月日、47. 性別、48. 個人番号、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留期間の満了の日、51. 代替文字変換結果、52. 代替文字氏名 項目長、53. 代替文字氏名、54. 代替文字住所 項目長、55. 代替文字住所、56. 代替文字氏名位置情報、57. 代替文字住所位置情報、58. 外字フラグ、59. 外字パターン 60. 旧氏

### (4) コンビニ情報ファイル

1. 住民票コード、2. 個人番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日、10. 住民となった届出年月日、11. 住民となった事由、12. 住民区分(日本人・外国人)、13. 世帯主情報、14. 現住所情報、15. 住所を定めた年月日、16. 住所を定めた届出年月日、17. 前住所情報、18. 転入元住所情報、19. 転出先住所情報、20. 本籍・筆頭者情報、21. 備考欄履歴情報、22. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、23. 国籍(外国人住民のみ)、24. 法30条45規定区分(外国人住民のみ)、25. 在留カード等の番号(外国人住民のみ)、26. 在留資格情報(外国人住民のみ)、27. 通称(外国人住民のみ)、28. 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)、29. 個別記載情報、30. 転出予定者情報、31. 除票住民票情報、32. 個人番号カード等情報、33. 在留カード等情報、34. 郵便番号、35. 除票フラグ、36. 改製日、37. 住民票記載順、38. 発行禁止情報 39. 旧氏

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)住民基本台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口では、本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する</li> <li>・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う</li> <li>・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できない仕組みとされている</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を保有するシステムにアクセスする場合は、ユーザIDによる識別と生体認証を実施している。認証後はユーザー毎に利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人毎にユーザIDを設定し、利用可能な機能を制限している</li> <li>・生体認証等を行い、不正なログインを防止している</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の秘密保持</li> <li>・再委託の禁止又は制限</li> <li>・個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・個人情報の複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の適正管理</li> <li>・個人情報の取扱いに関する事故発生報告</li> <li>・契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市個人情報保護条例第18条において、受託者が個人情報の適切な管理を行う責務があることを規定している</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転は、番号法等関係法令に定められた事項についてのみ行う</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室等への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する</li> <li>・庁内連携システムは、データの移転又は提供が認められたもののみアクセスを許可している</li> <li>・特定個人情報を電子記録媒体を用いて移転又は提供する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつデータを暗号化する</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> </table>	その内容	-	再発防止策の内容	-		
その内容	-					
再発防止策の内容	-					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する





### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手先は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める</li> <li>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できない ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 十分である</p> </div> </div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する</li> <li>・機構が作成・配布する専用のアプリケーションを用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏洩・紛失の防止に努める</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させないようにしている</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 十分である</p> </div> </div>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	ユーザID及び生体による認証を行っている
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDやアクセス権限を所属長が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 十分である</p> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの使用については、職員（委託等）に対し業務外での使用、不正な複製をしないよう指導する</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の秘密保持</li> <li>・再委託の禁止又は制限</li> <li>・個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・個人情報の複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の適正管理</li> <li>・個人情報の取扱いに関する事故発生報告</li> <li>・契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの持ち出しは禁止している</li> </ul>			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法及び市個人情報保護条例で定められた事項についてのみ行う</li> <li>・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている</li> </ul>		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施錠されたサーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する</li> </ul>			





### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(3)送付先情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置          :本人確認情報の入手先は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置          :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できない          :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票に対応つける個人番号を適切に取得できることを担保されている</p>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない          なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させないようにしている</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザID及び生体による認証を行っている
その他の措置の内容	<p>・ユーザIDやアクセス権限を所属長が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報ファイルの使用については、職員(委託等)に対し業務外での使用、不正な複製をしないよう指導する</p>	











4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の秘密保持</li> <li>・再委託の禁止又は制限</li> <li>・個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・個人情報の複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の適正管理</li> <li>・個人情報の取扱いに関する事故発生報告</li> <li>・契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市個人情報保護条例第18条において、受託者が個人情報の適切な管理を行う責務があることを規定している</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転は、番号法等関係法令に定められた事項についてのみ行う</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室等への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する</li> <li>・庁内連携システムは、データの移転又は提供が認められたもののみアクセスを許可している</li> <li>・特定個人情報を電子記録媒体を用いて移転又は提供する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつデータを暗号化する</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;和泉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室は施錠管理し、予め許可された者しか入室できない</li> <li>・ウイルス対策の定期的パターン更新を行っている</li> <li>・保存期間を過ぎた紙媒体についてはシュレッダー等を使用して廃棄している</li> <li>・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照会した後は、鍵付の書庫に保管する</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う</li> </ul> <p>&lt;データセンターにおける措置&gt;</p> <p>データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要</p>			



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市役所 総務部 総務管財室
②請求方法	和泉市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した個人情報開示等請求書を提出する
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市役所 市民生活部 市民室
②対応方法	口頭又は文書により受け付ける

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月9日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 1. ②	なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部を委任されている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
平成27年4月1日	I 2. システム3 ②システムの機能	2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際には、窓口での本人確認のための提示された個人番号カードを用いて転入処理を行う	2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際には、窓口での本人確認のために提示された個人番号カードを用いて転入処理を行う	事後	
平成27年4月1日	I 2. システム5 ②システムの機能	3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能	3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能	事後	
平成27年4月1日	I 5. ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、20、21、23、27、31、32、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117の項)	(別表第2における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、16、18、20、21、23、27、30、31、32、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
平成27年4月1日	I 6. ①部署	環境産業部市民課	環境産業部市民室	事後	
平成27年4月1日	I 6. ②所属長	市民課長 池田 保	市民室長 池田 保	事後	
平成27年4月1日	II 1. (1) 2. ⑤保有開始日	平成27年7月1日(仮)	2015/7/28	事後	
平成27年4月1日	II 1. (1) 2. ⑥事務分担部署	環境産業部市民課	環境産業部市民室	事後	



平成27年4月1日	II 1. (1) 3. ④ 使用部署	環境産業部市民課、環境産業部市民室、鶴山台サービスセンター、光明台サービスセンター、南部リージョンセンター、(仮称)おもてなし処、市長公室政策企画室	環境産業部市民室、市長公室政策企画室	事後	
平成27年4月1日	II 1. (1) 2. ⑤使用開始日	2015/10/1	2015/10/5	事後	
平成27年4月1日	II 1. (2) 2. ⑤保有開始日	平成27年7月1日(仮)	2015/7/28	事後	
平成27年4月1日	II 1. (2) 2. ⑥事務担当部署	環境産業部市民課、環境産業部出張所	環境産業部市民室	事後	
平成27年4月1日	II 1. (2) 3. ④ 使用部署	環境産業部市民課、環境産業部出張所	環境産業部市民室	事後	
平成27年4月1日	II 1. (2) 3. ⑥使用開始日	2015/7/1	2015/10/5	事後	
平成27年4月1日	II 1. (3) 2. ④ 主な記録項目 その他	通知カード及び交付申請書の送付の情報	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	事後	
平成27年4月1日	II 1. (3) 2. ⑤保有開始日	平成27年10月1日(仮)	2015/10/2	事後	
平成27年4月1日	II 1. (3) 2. ⑥事務分担部署	環境産業部市民課	環境産業部市民室	事後	
平成27年4月1日	II 5 提供	58	57	事後	
平成27年4月1日	II 6 移転	43	30	事後	
平成28年4月1日	II 1. (1)4委託1(3)	日本電子計算株式会社	日本電子計算株式会社、株式会社アスウェル	事後	

平成29年1月25日	I 2. システム7	-	「システム7」 ①コンビニ交付システム ②システムの機能 1. コンビニからの証明書発行依頼の応答2. 既存住基システムから受領した証明書の情報の更新3. 証明書の発行履歴の保持、出力5. 既存住基システムとの整合処理 ③他のシステムとの接続 既存住基基本台帳システム その他(証明書発行データベース)新規追加	事後	
平成29年1月25日	I 3. 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)コンビニ情報ファイル	事後	
平成29年1月25日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	

平成29年1月25日	I 5. (別添1)	(2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	(2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 個人番号	事後	
平成29年1月25日	I 5 (別紙2)提供	120の項番	119の項番	事後	
平成29年1月25日	I 5 (別紙2)提供	57件	56件	事後	
平成29年1月25日	I 5 (別紙3)提供	30件	34件	事後	
平成29年1月25日	II 1. (1)住民基本台帳ファイル 6 特定個人情報の保管・消去	-	「<データセンターにおける措置> データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。」を追加	事後	
平成29年1月25日	II 1. (4)コンビニ情報ファイル		新規追加	事後	
平成29年1月25日	III 1. (1)住民基本台帳ファイル 7 特定個人情報の保管・消去		「<データセンターにおける措置> データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。」を追加	事後	

平成29年1月25日	別添1.ファイル記録項目	記載なし	<p>(4)コンビニ情報ファイル</p> <p>1. 住民票コード、2. 個人番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日、10. 住民となった届出年月日、11. 住民となった事由、12. 住民区分(日本人・外国人)、13. 世帯主情報、14. 現住所情報、15. 住所を定めた年月日、16. 住所を定めた届出年月日、17. 前住所情報、18. 転入元住所情報、19. 転出先住所情報、20. 本籍・筆頭者情報、21. 備考欄履歴情報、22. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、23. 国籍(外国人住民のみ)、24. 法30条45規定区分(外国人住民のみ)、25. 在留カード等の番号(外国人住民のみ)、26. 在留資格情報(外国人住民のみ)、27. 通称(外国人住民のみ)、28. 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)、29. 個別記載情報、30. 転出予定者情報、31. 除票住民票情報、32. 個人番号カード等情報、33. 在留カード等情報、34. 郵便番号、35. 除票フラグ、36. 改製日37. 住民票記載順、38. 発行禁止情報</p>	事後	
------------	--------------	------	--	----	--

<p>平成29年1月25日</p>	<p>I 5. ②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第9条第7号及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第43条の3、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条)</p> <p>(情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第9条第7号及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、108、111、112、113、114、116、119の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)</p> <p>(情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>事後</p>	
<p>平成29年1月25日</p>	<p>I 6. ②所属長</p>	<p>池田 保</p>	<p>池内 成幸</p>	<p>事後</p>	

平成31年3月8日	I 1. ②事務の内容	<p>なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部を委任されている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カードk個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部を委任されている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	
平成31年3月8日	I 2. ②システムの機能	-	<p>9. 中間サーバーへの特定個人情報の登録 10. 証明書データベースへの連携(コンビニ交付システム)</p>	事後	
平成31年3月8日	I 2 ③他システムとの接続	<p>情報提供ネットワーク 住民基本台帳ネットワークシステム</p>	削除	事後	
平成31年3月8日	I 2 ③他システムとの接続	<p>その他(中間サーバーGW(団体内統合宛名システム)、中間サーバー)</p>	<p>その他(住基ネットGW、証明書データベース)</p>	事後	

<p>平成31年3月8日</p>	<p>I 4. 法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法</li> <li>・ 第7条(指定及び通知)</li> <li>・ 第16条(本人確認の措置)</li> <li>・ 第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・ 第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・ 第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・ 第8条(住民票の記載等)</li> <li>・ 第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・ 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>・ 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・ 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・ 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・ 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法</li> <li>・ 第7条(指定及び通知)</li> <li>・ 第16条(本人確認の措置)</li> <li>・ 第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・ 第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・ 第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・ 第8条(住民票の記載等)</li> <li>・ 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・ 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>・ 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・ 第22条(転入届)</li> <li>・ 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・ 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・ 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>	<p>事後</p>	
------------------	--------------------	---	--	-----------	--

平成31年3月8日	I 5.法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第7号及び別表第2</li> </ul> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第2</li> </ul> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	
平成31年3月8日	I 6.②所属長の役職名	市民室長 池内 成幸	市民室長	事後	様式変更による
平成31年3月8日	II 1.(3)5.提供先1①法令上の根拠	総務省令に記載予定	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	



平成31年3月8日	Ⅱ 1.(3)5.提供先1②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する	事後	
平成31年3月8日	Ⅱ 1.(4)④主な記録項目	その他(選挙情報)	削除	事後	
平成31年3月8日	(別添)(2)本人確認情報ファイル	、37. 個人番号	削除	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (1)8.監査	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (1)9具体的な方法	・異動してきた職員に対して、個人情報の取扱い及びセキュリティ面について、指導・啓発を行っている	・毎年、特定個人情報を取扱う職員を対象に和泉市情報セキュリティポリシーに基づき研修を実施している ・毎年、新規従事者を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施している ・委託事業者に対しては、契約書別記の個人情報取扱特記事項第2により秘密の保持契約を締結している	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (2)8.監査	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (2)9具体的な方法	・異動してきた職員に対して、個人情報の取扱い及びセキュリティ面について、指導・啓発を行っている	・毎年、特定個人情報を取扱う職員を対象に和泉市情報セキュリティポリシーに基づき研修を実施している ・毎年、新規従事者を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施している ・委託事業者に対しては、契約書別記の個人情報取扱特記事項第2により秘密の保持契約を締結している	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (3)8.監査	自己点検	自己点検 内部監査	事後	

平成31年3月8日	Ⅲ (3)9具体的な方法	・異動してきた職員に対して、個人情報の取扱い及びセキュリティ面について、指導・啓発を行っている	・毎年、特定個人情報を取扱う職員を対象に和泉市情報セキュリティポリシーに基づき研修を実施している ・毎年、新規従事者を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施している ・委託事業者に対しては、契約書別記の個人情報取扱特記事項第2により秘密の保持契約を締結している	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (4)8.監査	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
平成31年3月8日	Ⅲ (4)9具体的な方法	・異動してきた職員に対して、個人情報の取扱い及びセキュリティ面について、指導・啓発を行っている	・毎年、特定個人情報を取扱う職員を対象に和泉市情報セキュリティポリシーに基づき研修を実施している ・毎年、新規従事者を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施している ・委託事業者に対しては、契約書別記の個人情報取扱特記事項第2により秘密の保持契約を締結している	事後	
平成31年3月8日	Ⅱ 1(1)5 提供	56	60	事後	
平成31年3月8日	Ⅱ 1(1)6 移転	34	35	事後	
平成31年3月8日	Ⅱ 1(3)2③その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある 本市は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある 本市は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する	事後	

平成31年3月8日	II 1(3)2④その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある</li> <li>・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある</li> <li>・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、本市は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある</li> </ul>	事後	
平成31年3月8日	II 1(3)3③使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため	事後	
平成31年3月8日	II 1(2)3⑤情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報ファイルに関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行なう際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報ファイルに関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行なう際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する</li> </ul>	事後	
平成31年3月8日	III 1(4)6情報提供ネットワークとの接続	提供 接続する	提供 接続しない	事後	

令和2年3月3日	別添1.ファイル記録項目	-	(1)住民基本台帳ファイル 71. 旧氏 (2)本人確認情報ファイル 37. 旧氏 (3)送付先情報ファイル 60. 旧氏 (4)コンビニ情報ファイル 39. 旧字 各ファイルに旧氏追加	事後	
令和2年3月3日	II 1(1)5 提供	60	62	事後	
令和3年3月3日	I 1②事務の内容	なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カードk個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部を委任されている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部を委任されている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和3年3月3日	I 6①部署	環境産業部市民室	市民生活部市民室	事後	
令和3年3月3日	I 2システム2②システムの機能	2. 送付先連携機能: 住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下、交付申請書という。)等)を送付するため、送付先情報を住基ネットへ連携する機能	2. 送付先連携機能: 住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下、交付申請書という。)等)を送付するため、送付先情報を住基ネットへ連携する機能	事後	
令和3年3月3日	I 2システム3②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	

令和3年3月3日	<p>II 2⑥事務担当(住民基本台帳ファイル)</p> <p>II 2⑥事務担当(本人確認情報ファイル)</p> <p>II 3④使用部署(本人確認情報ファイル)</p> <p>II 2⑥事務担当(送付先情報ファイル)</p> <p>II 3④使用部署(送付先情報ファイル)</p> <p>II 3④使用部署(住民基本台帳ファイル)</p> <p>IV 2①連絡先</p> <p>II 2⑥事務担当部署(コンビニ情報ファイル)</p>	環境産業部市民室	市民生活部市民室	事後	
令和3年3月3日	II 1④委託先名(住民基本台帳ファイル)	日本電子計算株式会社、株式会社アスウェル	日本電子計算株式会社	事後	
令和3年3月3日	II 2③(送付先情報ファイル)	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある</p> <p>また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある</p> <p>本市は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、当該個人番号の通知を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある</p> <p>本市は、個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する</p>	事後	
令和3年3月3日	II 2④記録される項目 主な記録項目 (送付先情報ファイル)	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書、交付申請書の送付先の情報	事後	

令和3年3月3日	II 2④記録される項目 その妥当性 (送付先情報ファイル)	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、本市は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある	・その他(個人番号通知書、交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、本市は個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある	事後	
令和3年3月3日	II 3③使用目的 (送付先情報ファイル)	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため	個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため	事後	
令和3年3月3日	II 3⑤使用方法 (送付先情報ファイル)	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	事後	
令和3年3月3日	II 5①法令上の根拠 (送付先情報ファイル)	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)	事後	
令和3年3月3日	II 5②提供先における用途 (送付先情報ファイル)	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する	事後	

令和3年3月3日	II 5⑦時期・頻度 (送付先情報ファイル)	使用開始日から通知カード送付日までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)	使用開始日から個人番号通知書送付日までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)	事後	
令和4年3月9日	I-5 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・保護委員会規則第3条第1項、第4条第1項</li> </ul> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、56の2、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	
令和4年3月9日	住民基本台帳ファイル II 5 提供・移転の有無	提供を行っている(62件) 移転を行っている(36件)	提供を行っている(59件) 移転を行っている(48件)	事後	
令和4年3月9日	本人確認情報ファイル II 5 提供・移転の有無	提供を行っている(1件)	提供を行っている(2件)	事後	

令和4年3月9日	本人確認情報ファイル Ⅱ 5 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する</li> <li>・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する</li> <li>・住基法に基づいて本人確認情報を提供する</li> </ul>	事後	
令和4年3月9日	本人確認情報ファイル Ⅱ 5 提供先2 ⑥提供方法	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	事後	
令和3年3月9日	送付先情報ファイル Ⅱ 2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、当該個人番号の通知を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある</p> <p>本市は、個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。</p> <p>また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。</p> <p>機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	事後	
令和4年3月9日	送付先情報ファイル Ⅱ 2 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある</li> <li>・その他(個人番号通知書、交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、本市は個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>	事後	



令和4年3月9日	送付先情報ファイル II 3 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	
令和4年3月9日	送付先情報ファイル II 3 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	
令和4年3月9日	送付先情報ファイル II 5 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	
令和4年3月9日	送付先情報ファイル II 5 ②提供先における用途	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	

<p>令和4年3月9日</p>	<p>送付先情報ファイルⅢ7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容を適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</p>	<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 :システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年2月16日</p>	<p>I-2 システム3 ②システムの機能</p>	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合は、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>(略)</p>	<p>事後</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

<p>令和5年2月16日</p>	<p>I-4 法令上の根拠</p>	<p>2. 住基法 (略) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	<p>2. 住基法 (略) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年2月16日</p>	<p>住民基本台帳ファイル II-5 提供・移転の有無</p>	<p>提供を行っている(59件) 移転を行っている(48件)</p>	<p>提供を行っている(63件) 移転を行っている(33件)</p>	<p>事後</p>	